

暑中お見舞い申し上げます

今年も夏の盛りを迎えました。皆様お変わりなくご活躍のことと存じ上げます。

私の近況を申し上げますと、年初からマスコミでも取り上げられた国立大学の教授再任拒否事件を3名の弁護団を組んで扱っています。また平成10年以来取り組んできた日栄裁判が最高裁で勝訴し、喜んでます。

弁護士費用の敗訴者負担制については、政府内の検討がいよいよ山場となっています。敗訴者負担制は、限られた資産しか有しない庶民にとって裁判の敷居を今以上に高くすることで、裁判件数を抑制することを狙った不当な立法です。京都弁護士会対策本部事務局長として運動の前面に立っています。署名への御協力を是非お願いします。

弁護士 安保嘉博

最近、家庭・家族に関わる事件が増えています。経済成長の中で、犠牲となったり覆い隠されてきた家族関係の問題が、経済状況の悪化とともに顕在化してきたように思います。

私は、ここ数年、子どもの虐待問題に取り組んでいます。今年12月、日本子どもの虐待防止研究会第9回学術集会在京都国際会議場で開催されます。医療、保健、福祉、心理、司法など子どもに関わる関係者が毎回約2500名も参加し、子どもの虐待防止について先進的な役割を担ってきた会です。大会の準備で忙しくなりそうですが、日頃の法律業務と子どもに関わる活動の両輪で、この夏を元気に乗り切りたいと思っています。

皆様が、この夏をお健やかに過ごされますようお祈り申し上げます。

弁護士 安保千秋

欠陥住宅被害全国連絡協議会 札幌大会に参加して

5月31日から6月1日に初夏の札幌で欠陥住宅被害救済に取り組む全国の弁護士、建築士が一同に集う大会が開かれましたので、事務所の修習生二人を伴って参加してきました。写真は札幌市内の和洋折衷の明治の建築物旧永山邸の庭で撮ったものです。

今回の大会はシックハウスの問題がメインテーマでした。建築資材に含まれた化学物質が引き起こす被害は以前から問題になっていきましたが法的対応は遅く、ようやく今年7月から建築基準法改正による法規制が始まりました。シックハウスの判決例はわずかに2件ですけれども敗訴ですが、裁判外の示談交渉でメーカーに賠償させた成功事例があるとの報告があり

ました。最近ではシックスクールという問題も生じています。

被害者のお話を聞きましたが、自宅がシックハウスであると気づくまでに時間がかかること(最初は単に体調が悪いだけだと思ってしまう)、シックハウスの知識があり注意して家を選んだにもかかわらず被害を受けてしまったということ、問題の深刻さがわかりました。

消費者問題に取り組む弁護士仲間と欠陥住宅京都ネットワークを設立して5年が経ちましたが、建築士さんとの連携がうまくいき、学者の先生も参加され、

京都ネットは全国の連絡協議会の中でも活動の中心を担っていることがよくわかりました。シックハウス問題ではお医者さんの協力も必要となります。欠陥住宅問題に取り組む気持ちを新たにしたい2日間でした。



今国会に、「人事訴訟法」案が上程されています(現時点で、参議院本会議での議決を待たただけなので、本二ユース発行時には成立をしているかもしれません)。この「人事訴訟法」が制定されると、現在、地方裁判所で行われている婚姻無効、取消し、離婚の訴え、認知の訴え、養子縁組無効、取消し、離婚の訴えなどの「人事訴訟」は、家庭裁判所(家裁)で行われるようになります。また、不貞を理由とする損害賠償のように関連する損害賠償請求事件も家裁にも提起できるようになります。

また、離婚における親権者の指定、子の監護に関する処分や財産分与については、家裁の調査官が事実の調査を担当することができるようになります。心

理等の専門家である調査官が関与することは、より適切な裁判が可能となります。しかし、一方では当事者の知らないところで、裁判所の心証が形成されるおそれもあります。

「人事訴訟」の8割以上を占める離婚訴訟(2002年速報8758件)が、家裁へ移管されると、家裁がますます国民の生活に重要な関わりを持つ裁判所になります。家裁の運営が、国民の良識を反映し、国民のニーズにこたえるものであることが、ますます必要になってきます。

新設されるとともに、従来あった家裁委員会が新たな任務と委員構成による「新家裁委員会」に切り替わることになりました。私は、京都弁護士会から家裁委員会の弁護士委員に推薦されています。弁護士委員として、今までの事件での経験、知識、及び市民の意見を、家裁委員会で生かしたいと思っています。

離婚訴訟が家庭裁判所で

今年8月1日より、地裁及び家裁の運営に広く国民の意見を反映させるシステムとして、全国各地において、新たに地裁委員会が

